

業務名: 令和6年度阿賀川流量観測その1業務

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	A 者		
	資格・実績等	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容		判断基準		
参加表明者(企業)の経験及び能力	資格・実績等	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成25年度以降公示日までに完了した国、都道府県、政令市が発注した業務実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 5点 ② 類似業務の実績がある。 3点 ③ ①②以外は指名しない。 非指名 政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはいしない。 北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成31年度～令和4年度に完成した測量の企業成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 →5 ⑦60点未満 → 指名しない ②76点以上80点未満→4 ③72点以上76点未満→3 ④68点以上72点未満→2 ⑤65点以上68点未満→1 ⑥60点以上65点未満→0 なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務実績を評価できない場合には加算しない	5	① 同種業務の実績がある。 流量観測業務	5
	業績・表彰	業務実績	過去4年間の業務実績	北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成31年度～令和4年度に完成した測量の企業成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 →5 ⑦60点未満 → 指名しない ②76点以上80点未満→4 ③72点以上76点未満→3 ④68点以上72点未満→2 ⑤65点以上68点未満→1 ⑥60点以上65点未満→0 なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務実績を評価できない場合には加算しない	5	② 78.5点 4件	4
	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 測量士かつ河川維持管理技術者 3点 ② 測量士かつ河川点検士 1点 ③ 測量士 0点 ④ ①～③以外は指名しない。 非指名	3	③ 測量士	0
	業績・表彰	業務実績	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成25年度以降公示日までに完了した国、都道府県、政令市が発注した業務実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 2点 ② 類似業務の実績がある。 1点 ③ ①②以外は指名しない。 非指名 政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはいしない。 平成25年度以降公示日までに完了した業務実績を下記の順位で評価する。 ① 阿賀川河川事務所における業務実績あり。 5点 ② 堀島堰内で国、県、政令市発注業務の実績あり。 3点 ③ 上記に該当しない場合は加算しない。 0点 政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはいしない。	2	① 同種業務の実績がある。 流量観測業務	2
地域精通度	業務実績	過去10年間の当該事務所管内、周辺での業務実績の有無	平成25年度以降公示日までに完了した業務実績を下記の順位で評価する。 ① 阿賀川河川事務所における業務実績あり。 5点 ② 堀島堰内で国、県、政令市発注業務の実績あり。 3点 ③ 上記に該当しない場合は加算しない。 0点 政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはいしない。	5	① 阿賀川河川事務所	5	
	業績・表彰	業務実績	過去4年間に担当した国土交通省発注業務の業務実績	予定技術者が担当した北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成31年度～令和4年度に完了し、TECRISに登録されている業務のうち、登録区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 →10 ⑦68点以上70点未満→4 ②78点以上80点未満→9 ⑧66点以上68点未満→3 ③76点以上78点未満→8 ⑨64点以上66点未満→2 ④74点以上76点未満→7 ⑩62点以上64点未満→1 ⑤72点以上74点未満→6 ⑪60点以上62点未満→0 ⑥70点以上72点未満→5 ⑫60点未満→指名しない なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の技術者実績を評価できない場合には加算しない。	10	③ 77.7点 4件	8
	専任性	手持ち業務量	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 (手持ち業務とは、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。)	—	0件 0万円	—
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合は指名しない。 ・主たる部分が再委託予定。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然。	—	再委託なし	—
合計				30		24	
指名					○		
順位					1		

[1]同種業務:流量観測業務
[2]類似業務:河川測量業務